

第5章 計画の推進

1 推進体制

市では、引き続き男女共同参画推進本部を中心として男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、男女共同参画は、家庭内や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる分野・場面に関わります。したがって、市民や地域、事業者や市民団体等との連携を図りながら効果的な取組みを進めます。

そして、市民に対しては取組み状況や成果を公表することにより、男女共同参画社会の推進への理解と協力を求めていくこととします。

2 実施計画の作成と進行管理

本計画が目的とする男女共同参画社会の実現のため、各基本目標の達成に向けた具体的な取組みについて、男女共同参画実施計画を策定します。この実施計画においては、今後5年間の取組みを示すとともに、取組みの各年度の実施状況を把握し、必要に応じ見直しを行うなど計画の進行管理を行います。

